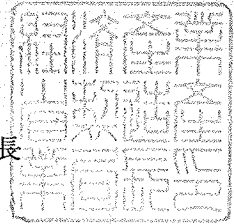


大
管理番号第6号
受理日 22.4.26

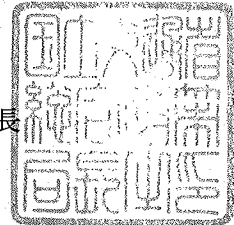
平成22・04・05製局第4号
国総施環第303号
国自審第1985号
環水大自発第100330001号
平成22年4月9日

社団法人日本建設機械化協会会長殿

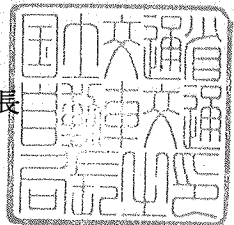
経済産業省製造産業局長



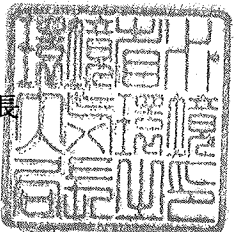
国土交通省総合政策局長



国土交通省自動車交通局長



環境省水・大気環境局長



「特定原動機型式指定実施要領について」の一部改正について

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成22年経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）の制定等に伴い、今般、「特定原動機型式指定実施要領について」（平成18年5月1日付け平成18・04・27製局第3号、国総施第16-2号、国自審第157号、環水大自発第060501001号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴傘下会員に周知徹底方お願いします。

改 正	現 行												
<p>特定原動機型式指定実施要領</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 特定原動機の提示等 1～3 (略)</p> <p>4 運転の実施要領は、燃料の種類に応じて、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものにあつては別紙5-1「長時間運転(7モード)実施要領」、軽油を燃料とするものにあつては別紙5-2「長時間運転(8モード及びNRTCモード)実施要領」によるものとする。</p> <p>5 上記1に規定する運転を行った特定原動機は、燃料の種類に応じて、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものにあつては別紙6-1「申請特定原動機の運転実施証及び基準適合証(7モード)の記載要領」、軽油を燃料とするものにあつては別紙6-2「申請特定原動機の運転実施証及び基準適合証(8モード及びNRTCモード)の記載要領」に基づく運転実施証及び基準適合証の提出をもって提示に代えることができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>第7 型式指定番号等 特定原動機が型式指定を受けた場合には、法第7条第1項の規定に基づき特定原動機の表示を行うことができる。この場合において、型式指定番号等は次に定めるところにより表示するものとする。 ◎NE-○○○(ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの) ◎NE2-○○○(軽油を燃料とするもの)</p> <p>注 「◎」は規則第5条第1項に基づく規則様式第二に定める表示を、「NE-○○○」及び「NE2-○○○」は規則第10条第1項に基づき主務大臣が告示した指定の番号を示す。</p> <p>第8 試験方法 特定原動機の試験は、次表第1欄に掲げる特定原動機の種類に応じて、同表第2欄に掲げる告示に定める測定方法及び同表第3欄に掲げる試験方法により行うこととする。</p> <table border="1" data-bbox="359 172 782 2024"> <thead> <tr> <th>特定原動機の種類</th> <th>測定方法</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの</td> <td>告示第2条第1項第1号に規定する方法</td> <td>・特定原動機車載出力試験方法(液冷ガソリン機関)(別紙7-1) ・ガソリン・液化石油ガス特定原動機アイドリング及び7モード排出ガス試験方法(別紙7-2)</td> </tr> </tbody> </table>	特定原動機の種類	測定方法	試験方法	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第2条第1項第1号に規定する方法	・特定原動機車載出力試験方法(液冷ガソリン機関)(別紙7-1) ・ガソリン・液化石油ガス特定原動機アイドリング及び7モード排出ガス試験方法(別紙7-2)	<p>特定原動機型式指定実施要領</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 特定原動機の提示等 1～3 (略)</p> <p>4 運転の実施要領は、燃料の種類に応じて、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものにあつては別紙5-1「長時間運転(7モード)実施要領」、軽油を燃料とするものにあつては別紙5-2「長時間運転(8モード)実施要領」によるものとする。</p> <p>5 上記1に規定する運転を行った特定原動機は、燃料の種類に応じて、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものにあつては別紙6-1「申請特定原動機の運転実施証及び基準適合証(7モード)の記載要領」、軽油を燃料とするものにあつては別紙6-2「申請特定原動機の運転実施証及び基準適合証(8モード)の記載要領」に基づく運転実施証及び基準適合証の提出をもって提示に代えることができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>第7 型式指定番号等 特定原動機が型式指定を受けた場合には、法第7条第1項の規定に基づき特定原動機の表示を行うことができる。この場合において、型式指定番号等は次に定めるところにより表示するものとする。 ◎NE-○○○</p> <p>注 「◎」は規則第5条第1項に基づく規則様式第二に定める表示を、「NE-○○○」は規則第10条第1項に基づき主務大臣が告示した指定の番号を示す。</p> <p>第8 試験方法 特定原動機の試験は、次表第1欄に掲げる特定原動機の種類に応じて、同表第2欄に掲げる告示に定める測定方法及び同表第3欄に掲げる試験方法により行うこととする。</p> <table border="1" data-bbox="359 1097 782 2024"> <thead> <tr> <th>特定原動機の種類</th> <th>測定方法</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの</td> <td>告示第2条第1項第1号及び第3号に規定する方法</td> <td>・特定原動機車載出力試験方法(液冷ガソリン機関)(別紙7-1) ・ガソリン・液化石油ガス特定原動機アイドリング及び7モード排出ガス試験方法(別紙7-2)</td> </tr> </tbody> </table>	特定原動機の種類	測定方法	試験方法	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第2条第1項第1号及び第3号に規定する方法	・特定原動機車載出力試験方法(液冷ガソリン機関)(別紙7-1) ・ガソリン・液化石油ガス特定原動機アイドリング及び7モード排出ガス試験方法(別紙7-2)
特定原動機の種類	測定方法	試験方法											
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第2条第1項第1号に規定する方法	・特定原動機車載出力試験方法(液冷ガソリン機関)(別紙7-1) ・ガソリン・液化石油ガス特定原動機アイドリング及び7モード排出ガス試験方法(別紙7-2)											
特定原動機の種類	測定方法	試験方法											
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第2条第1項第1号及び第3号に規定する方法	・特定原動機車載出力試験方法(液冷ガソリン機関)(別紙7-1) ・ガソリン・液化石油ガス特定原動機アイドリング及び7モード排出ガス試験方法(別紙7-2)											

軽油を燃料とするもの	告示第2条第1項第2号、第4号及び第5号に規定する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定原動機車載出力試験方法（液冷ディーゼル機関）（別紙7-3） ・ディーゼル特定原動機8モード排出ガス試験方法（別紙7-4） ・無負荷急加速黒煙測定試験方法（別紙7-5）
------------	-----------------------------	--

第9 判定基準
 特定原動機は、次表左欄に掲げる特定原動機の種類に応じて、同表右欄に掲げる告示に定める基準に適合しており、かつ、別紙8「長時間運転特定原動機排出ガス値取扱要領」の規定に適合していること。

特定原動機の種類	告示に定める基準
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第2条第1項第1号、第3号及び同条第2項の基準
軽油を燃料とするもの	告示第2条第1項第2号、第4号、第5号及び同条第2項の基準

第10～第15（略）
 別紙1（略）
 別紙2 申請書の添付書面及び記載要領

軽油を燃料とするもの	告示第2条第1項第2号に規定する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定原動機車載出力試験方法（液冷ディーゼル機関）（別紙7-3） ・ディーゼル特定原動機8モード排出ガス試験方法（別紙7-4） ・ディーゼル特定原動機NRTCモード排出ガス試験方法（別紙7-5） ・無負荷急加速黒煙測定試験方法（別紙7-6）
------------	--------------------	---

第9 判定基準
 特定原動機は、次表左欄に掲げる特定原動機の種類に応じて、同表右欄に掲げる告示に定める基準に適合しており、かつ、別紙8「長時間運転特定原動機排出ガス値取扱要領」の規定に適合していること。

特定原動機の種類	告示に定める基準
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第2条第1項第1号及び同条第2項の基準
軽油を燃料とするもの	告示第2条第1項第2号及び同条第2項の基準

第10～第15（略）
 別紙1（略）
 別紙2 申請書の添付書面及び記載要領

添付書面	記載要領等
◆提出書面一覧表 1.～8.	(略) (略)
9.その他主務大臣又は登録検査機関が型式指定に関し必要があると認めた書面	試験原動機の選定理由書として、第2号様式に記載した全てのメンバークエンジン（試験特定原動機が申請型式以外である場合には当該試験特定原動機を含む。）について、別紙4「試験特定原動機選定要領」に規定するA項目及びB項目の全ての項目について記載した書面（B項目のうち記載順位の高い項目で試験特定原動機が選定される場合であっても全ての項目を記載すること。）

備考（略）

添付書面	記載要領等
◆提出書面一覧表 1.～8.	(略) (略)
9.その他主務大臣又は登録検査機関が型式指定に関し必要があると認めた書面	試験特定原動機の選定理由書として、第2号様式に記載した全てのメンバークエンジン（試験特定原動機が申請型式以外である場合には当該試験特定原動機を含む。）について、別紙4「試験特定原動機選定要領」に規定するA項目及びB項目の全ての項目について記載した書面（B項目のうち記載順位の高い項目で試験特定原動機が選定される場合であっても全ての項目を記載すること。）

備考（略）

第1号様式 (諸元表) (様式の大きさは、JIS A列4番とする。)

諸元表	
型式指定番号	
特定原動機の名称及び型式	
原動機の型式	
特定原動機の排出ガス規制区分	
原動機の仕様	(略)
排出ガス	(略)
発散防止装置の仕様	
排出ガス重量	CO (g/kWh)
(モード)	HC (g/kWh)
	NMHC (g/kWh)
	NOx (g/kWh)
	PM (g/kWh)
排出ガス濃度	(略)
特定原動機を搭載予定の特定特殊自動車の種類	

第2号様式 (略)

別紙3 (略)

別紙4 試験特定原動機選定要領

(略)

I. 軽油を燃料とする特定原動機の仕様区分

(1) A項目

- ① 原動機本体の仕様
 - ・燃焼サイクル (4サイクル等)
 - ・冷却方式 (空冷、水冷等)
 - ・シリンダ・プロック形状 (直列、V型等)
 - ・総排気量 (1気筒当たりの排気量が750cc以上のエンジンで、総排気量差が15%以内、1気筒当たりの排気量が750cc未満のエンジンで、総排気量差が30%以内、ただし、同一シリンダ数)
- ・燃焼室形式 (副室式、直噴式等)
- ・燃料供給方式 (列形、分配形、ユニットインジェクタ、コモンレール等)
- ・弁機構 (OHV、OHC等)
- ・過給機 (装着の有無)

第1号様式 (諸元表) (様式の大きさは、JIS A列4番とする。)

諸元表	
型式指定番号	
特定原動機の名称及び型式	
原動機の型式	
特定原動機の排出ガス規制区分	
原動機の仕様	(略)
排出ガス	(略)
発散防止装置の仕様	
排出ガス重量	CO (g/kWh)
(モード)	HC (g/kWh)
	NOx (g/kWh)
	PM (g/kWh)
排出ガス濃度	(略)
特定原動機を搭載予定の特定特殊自動車の種類	

第2号様式 (略)

別紙3 (略)

別紙4 試験特定原動機選定要領

(略)

I. 軽油を燃料とする特定原動機の仕様区分

(1) A項目

- ① 原動機本体の仕様
 - ・燃焼サイクル (4サイクル等)
 - ・冷却方式 (空冷、水冷等)
 - ・シリンダ・プロック形状 (直列、V型等)
 - ・総排気量 (偏差15%未満、ただし、同一シリンダ数)
- ・燃焼室形式 (副室式、直噴式等)
- ・燃料供給方式 (列形、分配形、ユニットインジェクタ、コモンレール等)
- ・弁機構 (OHV、OHC等)
- ・過給機 (装着の有無)

・給気冷却器（装着の有無）

②（略）

(2)（略）

II.（略）

別紙5-1、別紙5-1-①（略）

別紙5-2 長時間運転（8モード及びNRTCモード）実施要領

1、2（略）

3 運転方法等

試験特定原動機の運転は、エンジンダイナモメータ上において3.1に定める方法により行う。

3.1（略）

3.2 告示第4条に定める運転と同等な運転方法

3.1において、Code of Federal Regulation（米国連邦法規総覧）Title40 Chapter1 Part1039又は97/68/EC及びその改訂指令でStageⅢ以降の規制（EC指令）に規定する運転方法とすることが出来る。

4（略）

5 排出ガス測定

5.1 ディーゼル特定原動機8モード測定方法（以下「8モード法」という。）及びディーゼル特定原動機NRTCモード測定方法（以下「NRTCモード法」という。）による排出ガスの測定は、運転開始後の運転時間が125h以下の時点及び告示第4条に定める長時間運転時間数以上の時点での運転後の測定を行うまで、運転期間中において、規定運転時間数を概ね等間隔に分割した運転時間数に達する時期ごとに測定を行うものとする。なお、「等間隔に分割した」とは3分割以上とし、排出ガス測定は分割された運転時間数の±10%の時間の範囲で行うこととする。

ただし、外挿法により長時間運転を行う場合には、表2の第1欄に示す各定格出力区分ごとに運転開始後の運転時間が125h以下の時点及び表2の第3欄に定める外挿法適用時の運転時間以上の時点での運転後の測定を行うまで、その運転時間数を概ね等間隔に分割した運転時間数に達する時期ごとに測定を行うものとする。

また、特定特殊自動車排出ガスの発散防止装置（後処理装置に限る。以下この項において同じ。）が定期交換部品である場合には、最終回の排出ガス測定後に当該特定特殊自動車排出ガスの発散防止装置を交換し、交換後の排出ガス測定を行うものとする。ただし、この場合、交換後とは交換直後から100h運転した時点とする。

なお、排出ガス測定時期に、4.1に定める点検・整備を行う場合は点検・整備の前

・給気冷却器（装着の有無）

②（略）

(2)（略）

II.（略）

別紙5-1、別紙5-1-①（略）

別紙5-2 長時間運転（8モード）実施要領

1、2（略）

3 運転方法等

試験特定原動機の運転は、エンジンダイナモメータ上において3.1に定める方法により行う。

3.1（略）

3.2 告示第4条に定める運転と同等な運転方法

3.2において、Code of Federal Regulation（米国連邦法規総覧）Title40 Chapter1 Part89又はPart1039並びに97/68/EC及びその改訂指令でStageⅢ以降の規制（EC指令）に規定する運転方法とすることが出来る。

4（略）

5 排出ガス測定

5.1 ディーゼル特定原動機8モード法（以下「8モード法」という。）による排出ガスの測定は、運転開始後の運転時間が125h以下の時点及び告示第4条に定める長時間運転時間数以上の時点での運転後の測定を行うまで、運転期間中において、規定運転時間数を概ね等間隔に分割した運転時間数に達する時期ごとに測定を行うものとする。なお、「等間隔に分割した」とは3分割以上とし、排出ガス測定は分割された運転時間数の±10%の時間の範囲で行うこととする。

ただし、外挿法により長時間運転を行う場合には、表2の第1欄に示す各定格出力区分ごとに運転開始後の運転時間が125h以下の時点及び表2の第3欄に定める外挿法適用時の運転時間以上の時点での運転後の測定を行うまで、その運転時間数を概ね等間隔に分割した運転時間数に達する時期ごとに測定を行うものとする。

また、特定特殊自動車排出ガスの発散防止装置（後処理装置に限る。以下この項において同じ。）が定期交換部品である場合には、最終回の排出ガス測定後に当該特定特殊自動車排出ガスの発散防止装置を交換し、交換後の排出ガス測定を行うものとする。ただし、この場合、交換後とは交換直後から100h運転した時点とする。

なお、排出ガス測定時期に、4.1に定める点検・整備を行う場合は点検・整備の前

排出ガス測定を行い、排出ガス性能に影響を及ぼすおそれのある点検・整備を行った場合には、点検・整備後にも排出ガス測定を行うものとする。

表2 (略)

5.2 (略)

6 (略)

別紙5-2-① (略)

別紙6-1 申請特定原動機の運転実施済証及び基準適合証(7モード)の記載要領

(略)

1. 第3号様式(7モード)の項目別記載方法

(1)~(6) (略)

(7) 特定原動機技術基準への適合性

告示第4条に掲げる運転時間運転時の推定値及び全ての実測値について、告示第2条第1項第1号イに規定する基準値以下の場合には、「適合」と記載する。

(8) (略)

2. (略)

第3号様式(7モード) (略)

別紙6-2 申請特定原動機の運転実施済証及び基準適合証(8モード及びNRTCモード)の記載要領

申請に係る特定原動機の運転実施済証等(申請特定原動機の運転実施済証及び基準適合証(8モード及びNRTCモード))をいう。以下同じ。)については、以下に示す要領により記載するものとする。

なお、記入欄の大きさは、順序及び配列を変えない範囲で伸縮することができる。また、記入欄に不足が生ずる時は、2枚以上の用紙により記載することができる。

1. 第3号様式(8モード及びNRTCモード)の項目別記載方法

(1)~(3) (略)

(4) 排出ガスに係る構造・装置

ア 特定原動機の主な構成部品

表1の構成部品欄に掲げる特定原動機の構成部品について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

合には、点検・整備後にも排出ガス測定を行うものとする。

表2 (略)

5.2 (略)

6 (略)

別紙5-2-① (略)

別紙6-1 申請特定原動機の運転実施済証及び基準適合証(7モード)の記載要領

(略)

1. 第3号様式(7モード)の項目別記載方法

(1)~(6) (略)

(7) 特定原動機技術基準への適合性

告示第4条に掲げる運転時間運転時の推定値及び全ての実測値について、告示第2条第1項第1号に規定する基準値以下の場合には、「適合」と記載する。

(8) (略)

2. (略)

第3号様式(7モード) (略)

別紙6-2 申請特定原動機の運転実施済証及び基準適合証(8モード)の記載要領

申請に係る特定原動機の運転実施済証等(申請特定原動機の運転実施済証及び基準適合証(8モード))をいう。以下同じ。)については、以下に示す要領により記載するものとする。

なお、記入欄の大きさは、順序及び配列を変えない範囲で伸縮することができる。また、記入欄に不足が生ずる時は、2枚以上の用紙により記載することができる。

1. 第3号様式(8モード)の項目別記載方法

(1)~(3) (略)

(4) 排出ガスに係る構造・装置

ア 特定原動機の主な構成部品

表1構成部品欄に掲げる特定原動機の構成部品について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

なお、構成部品欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表1 (略)

イ (略)

(5) (略)

(6) 運転の実施結果等

ア～ウ (略)

エ 劣化補正值

(略)

(ア) 告示第4条に掲げる運転による場合

8モード法及びNRTCモード法により、それぞれ、CO、NMHC、NOx及びPMの各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。まず、排出ガス値 (yi: 単位はそれぞれ告示で定めるものとし、告示で定める基準値の2桁下の位を切り捨て、基準値の1桁下の位まで算出した値とする。整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。) 及びそれぞれの測定時における運転時間 (xi: 単位はhとする。以下同じ) を用いて、yとxの関係を示す式 $y = a + b \times x$ のaとbを次の式により求める。

(以下 略)

(イ) 米国EPA又はEECの定める耐久運転による場合

Code of Federal Regulations (米国連邦法規総覧) Title 40 Chapter 1 Part 1 039又は 97/68/EC及びその改訂指令でStage III以降 (EC指令) に規定する方法により求めた長時間運転時間数に相当する各成分ごとの劣化係数、又は劣化補正係数 (DF) を用いて、次の式により求める。

$$A_A = y_0 \times (DF-1) \quad (DFが劣化係数の場合)$$

$$A_A = DF \quad (DFが劣化補正值の場合)$$

(ウ) 外挿法による場合

外挿法を適用する場合は、8モード法及びNRTCモード法により、それぞれ、CO、NMHC、NOx及びPMの各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。まず、排出ガス値 (yi: 単位はそれぞれ告示で定められたものを用いるものとし、告示で定められた基準値の2桁下の位を切り捨て、基準値の1桁下の位まで算出した値とする。以下、本項における排出ガス値は外挿値も含め、すべて同様の方法で算出する。また、整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。) 及びそれぞれの測定時における運転時間 (xi: 単位はhとする。以下、本項における運転時間は外挿値も含め、すべて単位はhとする。) を用いて、yとxの関係を示す式 $y = a + b \times x$ のaとbを次の式により求める。

(略)

なお、特定特殊自動車排出ガスの発散防止装置の構成部品 (後処理装置に限る。) を定期交換部品とした場合についても同様に8モード法及びNRTCモード法により、それぞれ、CO、NMHC、NOx及びPMの各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。

なお、構成部品欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表1 (略)

イ (略)

(5) (略)

(6) 運転の実施結果等

ア～ウ (略)

エ 劣化補正值

(略)

(ア) 告示第4条に掲げる運転による場合

8モード法により、CO、HC、NOx及びPMの各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。まず、排出ガス値 (yi: 単位はそれぞれ告示で定めるものとし、告示で定める基準値の2桁下の位を四捨五入して基準値の1桁下の位まで算出した値とする。整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。) 及びそれぞれの測定時における運転時間 (xi: 単位はhとする。以下同じ) を用いて、yとxの関係を示す式 $y = a + b \times x$ のaとbを次の式により求める。

(以下 略)

(イ) 米国EPA又はEECの定める耐久運転による場合

Code of Federal Regulations (米国連邦法規総覧) Title 40 Chapter 1 Part 89 1039又は 97/68/EC及びその改訂指令でStage III以降 (EC指令) に規定する方法により求めた長時間運転時間数に相当する各成分ごとの劣化係数、又は劣化補正係数 (DF) を用いて、次の式により求める。

$$A_A = y_0 \times (DF-1) \quad (DFが劣化係数の場合)$$

$$A_A = DF \quad (DFが劣化補正值の場合)$$

(ウ) 外挿法による場合

外挿法を適用する場合は、8モード法により、CO、HC、NOx及びPMの各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。まず、排出ガス値 (yi: 単位はそれぞれ告示で定められたものを用いるものとし、告示で定められた基準値の2桁下の位を四捨五入して基準値の1桁下の位まで算出した値とする。以下、本項における排出ガス値は外挿値も含め、すべて同様の方法で算出する。また、整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。) 及びそれぞれの測定時における運転時間 (xi: 単位はhとする。以下、本項における運転時間は外挿値も含め、すべて単位はhとする。) を用いて、yとxの関係を示す式 $y = a + b \times x$ のaとbを次の式により求める。

(略)

なお、特定特殊自動車排出ガスの発散防止装置の構成部品 (後処理装置に限る。) を定期交換部品とした場合についても同様に8モード法により、CO、HC、NOx及びPMの各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。

(以下 略)

(エ) (略)

オ (略)

カ 運転後推定値

8モード法及びVNRTCモード法による推定値(C)をそれぞれ記載する。記入値は告示で定める基準値の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

推定値(C)は、初期値(B)及び劣化補正值(A_劣)を用いて、次式により求める。

$$C = B + A_{劣}$$

(7) 特定原動機技術基準への適合性

告示第4条に掲げる運転時間運転時の推定値及び全ての実測値について、告示第2条第1項第2号イに規定する基準値以下の場合には、「適合」と記載する。

(8) (略)

2. 第3号様式(8モード及びVNRTCモード)の記載方法の特例

型式指定の申請及び変更等の承認申請において、次の取扱いによることができる。

(1) (略)

(2) 申請特定原動機の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの(特定原動機の総排気量並びに触媒の容量及び担持量を除く。)が既型式指定特定原動機等の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄に当該既型式指定特定原動機等の型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請特定原動機に係る劣化補正值欄に当該既型式指定特定原動機に係る「申請特定原動機の運転実施済証及び基準適合証(8モード及びVNRTCモード)」に記載された劣化補正值を記載することができる。長時間運転時間数運転時の推定値欄に当該申請特定原動機の初期値(この場合の初期値とは、 y_0 ではなく、100h以上運転した特定原動機の測定値とする。)と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。この場合、当該特定原動機に係る運転の主な実施場所、運転の実施期間、試験の別、試験の条件及び運転時間の記載を省略することができる。ただし、当該既型式指定特定原動機について、運転の主な実施場所、運転の実施期間及び運転の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。

(3) (略)

(4) 別紙5-2長時間運転(8モード及びVNRTCモード)実施要領の5.1で定める外挿法による場合は、備考欄に「外挿法適用」と「実総運転時間」(外挿法適用時の運転時間)を、「運転時間」は告示第4条に掲げる運転時間を記載する。

(6) 申請特定原動機の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの(特定原動機の総排気量並びに触媒の容量及び担持量を除く。)が既にCode of Federal Regulations(米連邦法規総覧) Title 40 Chapter 1 Part1039 又は97/68/EC及びその改定指令でStage III B以降の規制(EC指令)の認証を受けたエンジンと同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄に当該認証の規制名、エンジンファミリー名等を記載することにより、当該申請特定原動機に係る劣化補正值欄に1.(6)エ(イ)により求めたA_劣を記載することができる。

(以下 略)

(エ) (略)

オ (略)

カ 運転後推定値

8モード法による推定値(C)を記載する。記入値は、告示で定める基準値の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

推定値(C)は、初期値(B)及び劣化補正值(A_劣)を用いて、次式により求める。

$$C = B + A_{劣}$$

(7) 特定原動機技術基準への適合性

告示第4条に掲げる運転時間運転時の推定値及び全ての実測値について、告示第2条第1項第2号に規定する基準値以下の場合には、「適合」と記載する。

(8) (略)

2. 第3号様式(8モード)の記載方法の特例

型式指定の申請及び変更等の承認申請において、次の取扱いによることができる。

(1) (略)

(2) 申請特定原動機の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの(特定原動機の総排気量並びに触媒の容量及び担持量を除く。)が既型式指定特定原動機等の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄に当該既型式指定特定原動機等の型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請特定原動機に係る劣化補正值欄に当該既型式指定特定原動機に係る「申請特定原動機の運転実施済証及び基準適合証(8モード)」に記載された劣化補正值を記載することができる。長時間運転時間数運転時の推定値欄に当該申請特定原動機の初期値(この場合の初期値とは、 y_0 ではなく、100h以上運転した特定原動機の測定値とする。)と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。この場合、当該特定原動機に係る運転の主な実施場所、運転の実施期間、試験の別、試験の条件及び運転時間の記載を省略することができる。ただし、当該既型式指定特定原動機について、運転の主な実施場所、運転の実施期間及び運転の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。

(3) (略)

(4) 別紙5-2長時間運転(8モード)実施要領の5.1で定める外挿法による場合は、備考欄に「外挿法適用」と「実総運転時間」(外挿法適用時の運転時間)を、「運転時間」は告示第4条に掲げる運転時間を記載する。

(6) 申請特定原動機の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの(特定原動機の総排気量並びに触媒の容量及び担持量を除く。)が既にCode of Federal Regulations(米連邦法規総覧) Title 40 Chapter 1 Part89 Part1039 又は97/68/EC及びその改定指令でStage III以降の規制(EC指令)の認証を受けたエンジンと同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄に当該認証の規制名、エンジンファミリー名等を記載することにより、当該申請特定原動機に係る劣化補正值欄に1.(6)エ(イ)により求めたA_劣を記載することができる。

(以下 略)

(6) 定格出力区分が19kW未満である特定原動機の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの（特定原動機の総排気量並びに触媒の容量及び担持量を除く。）が定格出力区分が37kW以上560kW未満である既型式指定特定原動機の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等の型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請特定原動機に係る劣化補正值欄に当該既型式指定特定原動機等に係る「申請特定原動機の運転実施済証及び基準適合証（8モード及びUNRTCMモード）」に記載された劣化補正值を5000/8000倍することにより記載することができる。長時間運転時間数運転時の推定値欄に当該申請特定原動機の初期値（この場合の初期値とは、 v_0 ではなく、100h以上運転した特定原動機の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。この場合、当該申請特定原動機に係る運転の主な実施場所、運転の実施期間、試験の別、試験の条件及び運転時間の記載を省略することができる。

表3

項目	区分
特定原動機	1気筒当たりの排気量が750cc以上のエンジンで、総排気量差が15%以内 1気筒当たりの排気量が750cc未満のエンジンで、総排気量差が30%以内
触媒	容量差が-15%以内 担持量差が-15%以内

第3号様式（8モード及びUNRTCMモード）

申請特定原動機の運転実施済証及び基準適合証（8モード及びUNRTCMモード）

年 月 日

申請特定原動機の製作者の氏名又は名称
住所

申請に係る特定原動機（以下「申請特定原動機」という。）について長時間運転を実施した結果、次表のとおり、申請特定原動機が特定原動機技術基準に適合し、耐久性を有しているものであることを証明する。

申請特定原動機の型式	
排出ガスに係る構造・装置	特定原動機の主な構成部品 特定原動機の主な仕様

できる。
(以下 略)

(6) 定格出力区分が19kW以上37kW未満である特定原動機の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの（特定原動機の総排気量並びに触媒の容量及び担持量を除く。）が定格出力区分が37kW以上560kW未満である既型式指定特定原動機の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等の型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請特定原動機に係る劣化補正值欄に当該既型式指定特定原動機等に係る「申請特定原動機の運転実施済証及び基準適合証（8モード）」に記載された劣化補正值を5000/8000倍することにより記載することができる。長時間運転時間数運転時の推定値欄に当該申請特定原動機の初期値（この場合の初期値とは、 v_0 ではなく、100h以上運転した特定原動機の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。この場合、当該申請特定原動機に係る運転の主な実施場所、運転の実施期間、試験の別、試験の条件及び運転時間の記載を省略することができる。

表3

項目	区分
特定原動機	排気量差が820cc以内又は15%以内
触媒	容量差が-15%以内 担持量差が-15%以内

第3号様式（8モード）

申請特定原動機の運転実施済証及び基準適合証（8モード）

年 月 日

申請特定原動機の製作者の氏名又は名称
住所

申請に係る特定原動機（以下「申請特定原動機」という。）について長時間運転を実施した結果、次表のとおり、申請特定原動機が特定原動機技術基準に適合し、耐久性を有しているものであることを証明する。

申請特定原動機の型式	
排出ガスに係る構造・装置	特定原動機の主な構成部品 特定原動機の主な仕様

運転の主な実施場所						
運転の実施期間						
運転の別						
試験の条件						
運転時間						
排出ガスの成分						
劣化補正值 (g/kWh)	劣化補正值 (A ₁) 8モード法及びNRTC モード法による値	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	
初期値 (g/kWh)	(B)8モード法及びON RTCモード法による 値					
運転後推定値 (g/kWh)	(C)長時間運転時間 数運転時の推定値 (8 モード法及びNRTC モード法による値)					
特定原動機技術基準への適合性						
備考						

(注) 「劣化補正值」、「初期値」及び「運転後推定値」欄の記載については、上段に8モード法による値を記入し、下段にNRTCモード法による値を記入する。

別紙7-1 特定原動機車載出力試験方法 (液冷ガソリン機関)

1. ~6. (略)

7. 計算式

7.1 軸トルク及び軸出力

軸トルク及び軸出力は、次により算出する。
なお、算出された軸トルク、軸出力はそれぞれ「測定軸トルク」、「測定軸出力」とする。

式 (略)

- ここで、 T : 測定軸トルク N・m
W : 動力計の制動荷重 N
L : 動力計の腕の長さ m
P : 測定軸出力 kW (PS)
N : 特定原動機回転速度 min⁻¹ (rpm)

運転の主な実施場所						
運転の実施期間						
運転の別						
試験の条件						
運転時間						
排出ガスの成分						
劣化補正值 (g/kWh)	劣化補正值 (A ₁) 8モード法による値	一酸化炭素 (g/kWh)	炭水素 (g/kWh)	窒素酸化物 (g/kWh)	粒子状物質 (g/kWh)	
初期値 (g/kWh)	(B)8モード法による 値	(g/kWh)	(g/kWh)	(g/kWh)	(g/kWh)	
運転後推定値 (g/kWh)	(C)長時間運転時間 数運転時の推定値 (8 モード法による値)	(g/kWh)	(g/kWh)	(g/kWh)	(g/kWh)	
特定原動機技術基準への適合性						
備考						

別紙7-1 特定原動機車載出力試験方法 (液冷ガソリン機関)

1. ~6. (略)

7. 計算式

7.1 軸トルク及び軸出力

軸トルク及び軸出力は、次により算出する。
なお、算出された軸トルク、軸出力はそれぞれ「測定軸トルク」、「測定軸出力」とする。

式 (略)

- ここで、 T : 測定軸トルク N・m
W : 動力計の制動荷重 N
L : 動力計の腕の長さ m
P : 測定軸出力 kW (PS)
N : 機関回転速度 min⁻¹ (rpm)

c : 動力計係数
α : 換算係数

α = 1000 (kWの場合)
α = 735.5 (PSの場合)

7.2~7.5 (略)

7.6 燃料消費率

燃料消費率は、次により算出する。

式 (略)

ここで、g : 燃料消費率 g/kWh (g/PSh)
b : 測定時間内の燃料消費量 cm³
β : 燃料の体積膨張率 (小数第6位を四捨五入) K⁻¹(°C⁻¹)
θ_r : 燃料密度を測定したときの燃料温度 (小数第2位を四捨五入) ただし、実測する場合を除く) K(°C)
θ_f : 燃料消費量を測定したときの燃料温度 K(°C)
γ : θ_rにおける燃料密度
t : 燃料消費量の測定に要した時間 s
P : 測定軸出力 kW(PS)
ω : 測定時間内の燃料消費量 g

8.、9. (略)

別紙7-2 (略)

別紙7-3 特定原動機車載出力試験方法 (液冷ディーゼル機関)

1. ~5. (略)

6. 測定

6.1の運転方法により試験特定原動機を運転し、6.2の測定項目について測定する。

6.1 (略)

6.2 測定項目

6.2.1 (略)

6.2.2 試験回転速度

試験回転速度の測定は、クランク軸の回転速度又は動力計の回転速度を読みとることにより行う。

試験特定原動機と動力計が変速機を介して接続されている場合において動力計の回転速度を読みとった時は、読みとった値に変速比を乗ずることにより行う。

6.2.3 (略)

6.2.4 吸気温度

吸気温度の測定は、吸気入口の上流0.5m以内で行う。温度計は、直射日光、特定

c : 動力計係数
α : 換算係数

α = 1000 (kWの場合)
α = 735.5 (PSの場合)

7.2~7.5 (略)

7.6 燃料消費率

燃料消費率は、次により算出する。

式 (略)

ここで、g : 燃料消費率 g/kWh (g/PSh)
b : 測定時間内の燃料消費量 cm³
β : 燃料の体積膨張率 (小数第6位を四捨五入) K⁻¹(°C⁻¹)
θ_r : 燃料密度を測定したときの燃料温度 (小数第2位を四捨五入) ただし、実測する場合を除く) K(°C)
θ_f : 燃料消費量を測定したときの燃料温度 K(°C)
γ : θ_rにおける燃料密度
t : 燃料消費量の測定に要した時間 s
P : 測定軸出力 kW(PS)
ω : 測定時間内の燃料消費量 g

8.、9. (略)

別紙7-2 (略)

別紙7-3 特定原動機車載出力試験方法 (液冷ディーゼル機関)

1. ~5. (略)

6. 測定

6.1の運転方法により試験特定原動機を運転し、6.2の測定項目について測定する。

6.1 (略)

6.2 測定項目

6.2.1 (略)

6.2.2 試験回転速度

試験回転速度の測定は、クランク軸の回転速度又は動力計の回転速度を読みとることにより行う。

試験機関と動力計が変速機を介して接続されている場合において動力計の回転速度を読みとった時は、読みとった値に変速比を乗ずることにより行う。

6.2.3 (略)

6.2.4 吸気温度

吸気温度の測定は、吸気入口の上流0.5m以内で行う。温度計は、直射日光、機関

原動機の放射熱、排気、燃料の吹き返し等の影響を受けないよう配慮し、直接空気流（静圧は大気圧と等しいものとする。）の中に設置する。

6.2.5 水蒸気分圧

水蒸気分圧の測定位置は、試験室内の空気の上よみのない所で直射日光、特定原動機の放射熱、排気、燃料の吹き返し等の影響を受けない位置とする。

吸気のみ空調する場合にあっては、空調された空気流（静圧は大気圧と等しいものとする。）の中で行う。

6.2.6~6.2.9 (略)

6.2.10 潤滑油圧力

潤滑油圧力の測定は、特定原動機の圧力計取付部等適切な位置において必要に応じて行う。

6.2.11 (略)

7. 計算式

7.1 軸トルク及び軸出力

軸トルク及び軸出力は、次により算出する。
なお、算出された軸トルク、軸出力はそれぞれ「測定軸トルク」、「測定軸出力」とする。

式 (略)

ここで、 T : 測定軸トルク N·m
W : 動力計の制動荷重 N
L : 動力計の腕の長さ m
P : 測定軸出力 kW {PS}
N : 特定原動機回転速度 min⁻¹ {rpm}
c : 動力計係数
α : 換算係数
α = 1000 (kWの場合)
α = 735.5 {PSの場合}

7.2~7.5 (略)

7.6 燃料消費率

燃料消費率は、次により算出する。

式 (略)

ここで、 g : 燃料消費率 g/kWh (g/PSh)
b : 測定時間内の燃料消費量 cm³
β : 燃料の体積膨張率 (小数第6位を四捨五入) K⁻¹ (°C⁻¹)
θ_r : 燃料密度を測定したときの燃料温度 (小数第2位を四捨五入、実測する場合を除く) K (°C)
θ_r : 燃料消費量を測定したときの燃料温度 K (°C)
γ : θ_rにおける燃料密度 (小数第4位を四捨五入、実測する場合を除く) g/cm³
t : 燃料消費量の測定に要した時間 s

の放射熱、排気、燃料の吹き返し等の影響を受けないよう配慮し、直接空気流（静圧は大気圧と等しいものとする。）の中に設置する。

6.2.5 水蒸気分圧

水蒸気分圧の測定位置は、試験室内の空気の上よみのない所で直射日光、機関の放射熱、排気、燃料の吹き返し等の影響を受けない位置とする。

吸気のみ空調する場合にあっては、空調された空気流（静圧は大気圧と等しいものとする。）の中で行う。

6.2.6~6.2.9 (略)

6.2.10 潤滑油圧力

潤滑油圧力の測定は、機関の圧力計取付部等適切な位置において必要に応じて行う。

6.2.11 (略)

7. 計算式

7.1 軸トルク及び軸出力

軸トルク及び軸出力は、次により算出する。
なお、算出された軸トルク、軸出力はそれぞれ「測定軸トルク」、「測定軸出力」とする。

式 (略)

ここで、 T : 測定軸トルク N·m
W : 動力計の制動荷重 N
L : 動力計の腕の長さ m
P : 測定軸出力 kW {PS}
N : 機関回転速度 min⁻¹ {rpm}
c : 動力計係数
α : 換算係数
α = 1000 (kWの場合)
α = 735.5 {PSの場合}

7.2~7.5 (略)

7.6 燃料消費率

燃料消費率は、次により算出する。

式 (略)

ここで、 g : 燃料消費率 g/kWh (g/PSh)
b : 測定時間内の燃料消費量 cm³
β : 燃料の体積膨張率 (小数第6位を四捨五入) K⁻¹ (°C⁻¹)
θ_r : 燃料密度を測定したときの燃料温度 (小数第2位を四捨五入、実測する場合を除く) K (°C)
θ_r : 燃料消費量を測定したときの燃料温度 K (°C)
γ : θ_rにおける燃料密度 (小数第4位を四捨五入、実測する場合を除く) g/cm³
t : 燃料消費量の測定に要した時間 s

P : 測定軸出力 kW(PS)
ω : 測定時間内の燃料消費量 g

8.、9. (略)

表1

付属装置	注
吸気装置 (略)	(略)
排気装置 (略)	(略)
燃料供給装置 (略)	(略)
冷却装置 (略)	(略)
潤滑油冷却器	
電気装置 ⁽¹⁰⁾	(10) 発電機出力は、特定原動機に必要な最小出力とする。蓄電池の接続は、機関に必要な最小出力とする。蓄電池の接続が可能な場合は充電状態の良好なものを使用する。
電子制御装置	
過給装置 (略)	(略)
公害防止装置 (略)	

付表 (略)

別紙7-4 デイジーゼル特定原動機8モード排出ガス試験方法

1. (略)

2. 試験方法

デューゼル特定原動機8モード排出ガス試験方法は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)別添「デューゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するデューゼル特殊自動車8モード法によるほか、この規定によるものとする。

3.、4. (略)

別紙7-5 デューゼル特定原動機NRTCモード排出ガス試験方法

1. 適用範囲

本規定は、軽油を燃料とする特定原動機の排出ガスの測定試験に適用する。

2. 試験方法

デューゼル特定原動機NRTCモード排出ガス試験方法は、「道路運送車両の保安基準の細

P : 測定軸出力 kW(PS)
ω : 測定時間内の燃料消費量 g

8.、9. (略)

表1

付属装置	注
吸気装置 (略)	(略)
排気装置 (略)	(略)
燃料供給装置 (略)	(略)
冷却装置 (略)	(略)
潤滑油冷却器	
電気装置 ⁽¹⁰⁾	(10) 発電機出力は、機関に必要な最小出力とする。蓄電池の接続が可能な場合は充電状態の良好なものを使用する。
電子制御装置	
過給装置 (略)	(略)
公害防止装置 (略)	

付表 (略)

別紙7-4 デューゼル特定原動機8モード排出ガス試験方法

1. (略)

2. 試験方法

デューゼル特定原動機8モード排出ガス試験方法は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)別添「デューゼル特殊自動車8モード排出ガスの測定方法」の規定によるほか、この規定によるものとする。

3.、4. (略)

目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)別添「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するNRTCモード法によるほか、この規定によるものとする。

3. 測定値及び計算値の末尾処理
測定値及び計算値の末尾処理は行わない。

4. 試験成績
試験成績について記録する。

別紙7-6 無負荷急加速黒煙測定試験方法

1. ~ 3. (略)

4. 測定値及び計算値の末尾処理
測定値の末尾処理は行わない。ただし、3回の測定値の平均値は、小数第1位を四捨五入して整数値とする。

5. (略)

別紙8 長時間運転特定原動機排出ガス値取扱要領

1.、2. (略)

3. 型式指定の審査における排出ガス値の取扱い
型式指定の審査においては、次式により求めた排出ガス値(y_E)が告示第2条第1項第1号イ又は同項第2号イに掲げる値を超えないこと。

$$y_E = y_0 + A_A$$

y_E = 告示第4条に定める運転時間運転後の排出ガス値(告示で定める基準値の1桁下の位を四捨五入した値とする。)

y_0 = 100時間以上の慣らし運転を行ったもので本文第8「試験方法」に基づいて測定した排出ガス値

A_A = 適合証記載要領の規定に基づく当該特定原動機の劣化補正値

別紙9 特定原動機の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領(第1号様式関係)

1. 記入項目

1-1~1-5 (略)

別紙7-5 無負荷急加速黒煙測定試験方法

1. ~ 3. (略)

4. 測定値及び計算値の末尾処理
測定値及び計算値の末尾処理は行わない。

5. (略)

別紙8 長時間運転特定原動機排出ガス値取扱要領

1.、2. (略)

3. 型式指定の審査における排出ガス値の取扱い
型式指定の審査においては、次式により求めた排出ガス値(y_E)が告示第2条第1項第1号又は第2号に掲げる値を超えないこと。

$$y_E = y_0 + A_A$$

y_E = 告示第4条に定める運転時間運転後の排出ガス値(告示で定める基準値の1桁下の位を四捨五入した値とする。)

y_0 = 100時間以上の慣らし運転を行ったもので本文第8「試験方法」に基づいて測定した排出ガス値

A_A = 適合証記載要領の規定に基づく当該原動機の劣化補正値

別紙9 特定原動機の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領(第1号様式関係)

1. 記入項目

1-1~1-5 (略)

1-6 燃料の種類

ガソリン、軽油、LPGの別を記入する。
ただし、脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下の軽油（バイオディーゼル燃料を混合しない軽油）を使用することを前提に製作された特定原動機については、軽油に替えて軽油（イ）と記入する。

1-7~1-21 (略)

1-22 触媒の取付位置

ガソリン、LPGを燃料とする特定原動機にあっては、排気マニホールド内、排気マニホールド出口後1m等と記入する。

軽油を燃料とする特定原動機にあっては、排気マニホールド内、床下等の別を記入する。

1-23 DPFの個数

DPFの個数及び下記の記事を記入する。ガソリン、LPGを燃料とする特定原動機にあっては記入不要。

(1) (略)

(2) DPFの取付位置

排気マニホールド直下、床下等の別を記入する。

1-24~1-26 (略)

1-27 排出ガス重量

表題欄のモード名の前に試験モード名を記入すること。
完成検査目標値（完成検査における管理に際して目標として用いる平均値をいう。）を次に各号により記入する。

なお、記入値は、告示に規定するそれぞれの排出ガスに係る規制値の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

(1) 軽油を燃料とする特定原動機であつて8モード試験法及びNMRTCモード試験法が適用されるものについて、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の1時間の仕事量当たりの排出量をgの単位で表した値をそれぞれモードの項のCO、NMHC、NOx及びVPMの欄に記入する。

(2) (略)

1-28、1-29 (略)

第3 項目別記載要領（第2号様式関係）

1 (略)

2 記入項目

2-1 (略)

2-2 特定原動機排出ガス規制区分

第2の1-4に定める記号を記入する。

表 削除

1-6 燃料の種類

ガソリン、軽油、LPGの別を記入する。

1-7~1-21 (略)

1-22 触媒の取付位置

排気マニホールド内、排気マニホールド出口後1m等と記入する。

1-23 DPFの個数

DPFの個数及び下記の記事を記入する。ガソリン、LPGを燃料とする特定原動機にあっては記入不要。

(1) (略)

(2) DPFの取付位置

排気マニホールド出口後1m等と記入する。

1-24~1-26 (略)

1-27 排出ガス重量

表題欄のモード名の前に試験モード名を記入すること。
完成検査目標値（完成検査における管理に際して目標として用いる平均値をいう。）を次に各号により記入する。

なお、記入値は、告示に規定するそれぞれの排出ガスに係る規制値の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

(1) 軽油を燃料とする特定原動機であつて8モード試験法が適用されるものについて、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の1時間の仕事量当たりの排出量をgの単位で表した値をそれぞれモードの項のCO、HC、NOx及びVPMの欄に記入する。

(2) (略)

1-28、1-29 (略)

第3 項目別記載要領（第2号様式関係）

1 (略)

2 記入項目

2-1 (略)

2-2 特定原動機排出ガス規制区分

排出ガス規制区分について、下記の特定原動機の種類に応じて定める記号を記入する。

記号	特定原動機の種類	定格出力
	燃料	
	軽油	
D1		19kW以上37kW未満
D2		37kW以上56kW未満
D3		56kW以上75kW未満
D4		75kW以上130kW未満
D5		130kW以上560kW未満
GL	ガソリン、液化石油ガス	19kW以上560kW未満

2-3~2-8 (略)

2-3~2-8 (略)

附則

1 施行期日

本改正規定は、平成22年4月9日から施行する。

2 経過措置

- (1) 告示第12条第1項の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、測定装置については本実施要領の規定を適用することができる。
- (2) 平成30年12月31日までは、別紙7-4「ディーゼル特定原動機8モード排出ガス試験方法」及び別紙7-5「ディーゼル特定原動機NRTCモード排出ガス試験方法」に規定する測定方法により非メタン炭化水素（以下「NMHC」という。）の排出量を算出する際に、メタンを測定するための分析計を有していないことにより当該測定方法によりNMHCの排出量が算定できない場合にあつては、全炭化水素の測定値に対して0.98を乗じた値をNMHCの測定値として差し支えない。